



# 消防団の組織概要

令和5年4月1日現在

都道府県名	滋賀県	所在地	〒520-2315		
市町村名	野洲市		滋賀県野洲市辻町488番		
消防団事務所管	湖南広域消防局東消防署庶務管理係	電話番号(直通)	077-578-1119	FAX	077-586-2266
消防団名	野洲市消防団	メールアドレス	<a href="mailto:higashi@konan-kouiki.jp">higashi@konan-kouiki.jp</a>		

組織	分団数	8	分団	ホームページURL	<a href="https://www.city.yasu.lg.jp/topics/1619158453333.html">https://www.city.yasu.lg.jp/topics/1619158453333.html</a>
	うち機能別分団数	0	分団	SNSアカウント	
	方面隊数	3	隊		
	部数	8	部	消防団活動事例・PR等	
	班数	28	班		
団員数	条例定数	178	人	<p>1 野洲市および野洲市消防団の紹介 本市は滋賀県南部に位置している山川等の自然が豊かな土地であり、80.14平方キロメートルの市面積に50,102人が居住しております。(令和5年4月1日現在推計)北陸と瀬戸内の気候が共存する変化に富んだ気候が特徴で、比較的雨が少なく温暖ではありますが、冬季には降雪もあります。また、市面積の約2割を琵琶湖が占め、市南部には滋賀県内最長河川である野洲川が流れていることから、これまでに数度の水害によって多数の被害を受けてきています。</p> <p>消防団は1本部、8分団(3方面隊)、団員数154名(男性140名、女性14名)[条例定数178名]で組織しており、指令車1台、消防自動車7台、救助資機材搭載車1台、小型ポンプ積載軽消防車1台、小型動力ポンプ2台、水害用ゴムボート3艇、その他広報車や各種救助資機材等を保有しております。</p> <p>上述のとおり、水害による多数の被害を経験しているために、水害対策に余念がなく、集中豪雨による水害が懸念される時期に水害対応訓練等も実施しております。</p> <p>2 水害対応訓練について 消防団単体での消火・救出・救護訓練とは別に、年間3~4回『消防団基本技能向上訓練』と称した常備消防との合同訓練を実施しております。内容は毎回異なりますが、雨期には、消防団が保有する3艇のゴムボートを使用し『静水域から避難困難者を救出するための基本的な知識と漕艇技術の習得』を目的とした基本技能向上訓練を実施しております。</p> <p>令和4年6月18日(土)実施の訓練の様子 内容:水害対応と安全管理について(座学) ゴムボート組立て(実技)、漕艇訓練(実技)</p>	
	実員数	154	人		
	男性団員数	140	人		
	女性団員数	14	人		
	基本団員数	151	人		
	大規模災害団員数	0	人		
	その他の機能別団員数	3	人		
職業構成別団員数	国家公務員	0	人	<p>令和4年6月18日(土)実施の訓練の様子 内容:水害対応と安全管理について(座学) ゴムボート組立て(実技)、漕艇訓練(実技)</p>	
	地方公務員	16	人		
	都道府県職員	4	人		
	市区町村等職員	12	人		
	特殊法人等公務員に準ずる職員	8	人		
	農協職員	6	人		
	日本郵政グループ	3	人		
その他	127	人			
ポンプ	普通消防ポンプ自動車	7	台		
	水槽付消防ポンプ自動車	0	台		
	小型動力ポンプ積載車	2	台		
	小型動力ポンプ(車両に積載していないもの)	2	台		
	手引き動力ポンプ	0	台		
年額報酬	報酬額(階級:団員)	年額	36,500	円	
	(参考)交付税単価(階級:団員)	年額	36,500	円	
出動報酬	火災	8,000	円		
	風水害等の災害	8,000	円		

※1:「消防団の組織概要等の調査」による

※2:「年額報酬」「出動報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

「出動報酬」については、日額で定めがある場合は最大額を記載。一方、日額で定めていない場合は8時間の出動に換算した額を記載。

定めがない場合又は年額支給の場合には「-」と記載。

※3:詳しくは、各市町村等のホームページ等を参照。